

新宿区教育委員会会議録

平成25年第6回定例会

平成25年6月7日

新宿区教育委員会

平成25年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年6月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時14分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子
統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏		

書記

教育調整課管理係長	伊 丹 昌 広	教育調整課調整主査	高 橋 美 香
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

議事日程

報 告

- 1 平成24年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報制度の運用状況について（教育調整課長）
- 2 新宿区学校給食等アレルギー対策指針について（学校運営課長）
- 3 幼稚園保護者に対するアンケート調査の実施について（学校運営課長）
- 4 その他

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから、平成25年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は松尾委員にお願いします。

◆ 報告1 平成24年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

◆ 報告2 新宿区学校給食等アレルギー対策指針について

◆ 報告3 幼稚園保護者に対するアンケート調査の実施について

○菊池委員長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告第1から報告第3について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、平成24年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、資料に基づきご報告させていただきます。

報告1の資料をごらんください。

初めに、情報公開制度です。

1の公文書公開請求等の状況でございますが、請求・申出数が、24年度分が27件で、うち任意公開申出は8件でした。23年度からの繰り越し分はございません。公開等の決定件数ですが、全部公開が11件、部分公開が8件でした。非公開は8件で、非公開情報であるものが1件、不存在が7件です。却下、未決定・取り下げは、ともにありませんでした。

以下は内訳でございますが、非公開情報であるものは2ページの10、教育職員業績評価報告書と教育管理職業績評価報告書で、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため非公開としたものでございます。

続いて、4ページをお開きください。個人情報保護制度です。

まず2の、自己開示情報請求の状況ですが、請求件数が、24年度分として3件あり、全部開示が2件、一部開示が1件でした。

内訳は、記載のとおりでございます。

続いて、3の自己情報訂正請求及び4の自己情報利用停止請求はともにゼロ件でした。

5の、個人情報業務登録の状況です。

登録件数は611件で、昨年度は626件でございまして、15件の減となっています。

この年度の新規登録はなく、削除としたものは、落合第一幼稚園と落合第五幼稚園の廃園によるもので14件と、教育調整課に幼稚園のあり方検討会というものがございまして、それが保存年限を過ぎたので削除したものでございまして。

次に、6の個人情報ファイルの登録の状況でございます。

登録ファイル数は48で、昨年度と変更はございません。

次に、7の個人情報業務委託の状況です。

委託数は17件で、これも昨年度と変更はございません。

次に、8、目的外利用の状況です。

件数は1件で、内容は、学校運営課の就学事務において、仮放免者で、みずからの情報が市町村に通知されることに同意したものににかかる国籍、氏名、性別等、記載の7項目について、個人情報保護審議会の承認を得て、就学案内を行うために利用したものでございまして。

以下、9の外部提供の状況、10、本人外収集の状況、11、電子計算機の結合の状況、これについては、24年度の新規実施はございませんでした。

続いて、12の指定管理者による管理の状況です。

昨年と同様で、女神湖高原学園と地域図書館が指定管理となっております。

続いて、13の個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受け入れ状況で、教育指導課が教育実習生を、また中央図書館が司書資格課程を履修する学生を対象とした教育実習生と大学生を対象としたインターンシップを組み入れました。

次の、14の個人情報を取り扱う事務に係る派遣労働者の受け入れはございませんでした。

最後に、15の異議申し立てです。

こちらも請求はございませんでした。

以上が、24年度の運用状況でございます。

これにつきましては、新宿区情報公開条例の第19条及び個人情報保護条例第41条において、区長は、実施期間に運用状況の報告を求め、取りまとめて6月末までに公表することとなっておりますので、この内容について、教育委員会から区長のほうに報告させていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○**学校運営課長** それでは、新宿区学校給食等アレルギー対策指針についてでございます。

4月24日の給食時に、新宿区立中学校において食物アレルギーに対応するため、除かれな

ければならない食物の入った給食を配膳するという誤配膳の事故が発生したということで、この事故の発生防止に向けた指針を策定するという目的から、4月26日付で新宿区学校給食アレルギー対策委員会を設置したものでございます。

前回の、5月1日の報告の中では、設置したというところまでご報告したものでございまして、本日は、5月1日以降、計4回の審議を重ねまして、指針案としてまとめ上げ、報告書の形にでき上がりましたのでご報告をするものでございます。

2ページ、アレルギー対策委員会の委員名簿でございます。これは前回報告した要綱にございましたが、委員長は教育委員会事務局次長、以下、医学的な見地から保健予防課長も構成員とし、また、事務局の管理職3名、そして、現場である学校の代表2名ということの構成で検討を進めてまいったところでございます。

食物アレルギーのある生徒に対する給食の誤配膳事故の概要と原因というところでございますが、改めまして、発生日時は4月24日、給食開始時間、12時35分、生徒は新宿区立中学校1年生です。除去食品はエビ、カニ、イカ、タコ、貝類で、当日の献立は記載のとおりでございますが、この中のかき揚げうどんが原因になったものでございます。

この生徒については、入学前に母親と面談をし、アレルギー食の除去食の確認を実施してございます。

事故の概要と経過でございますが、4月24日、12時35分に給食を開始いたしまして、本人が気づいて口から吐き出したのが12時55分、そのときに3センチ程度のエビのうちの1センチ程度をかじったということでございます。その後、1時に口の周りのかゆみを訴えたということで、保護者へ連絡をしてございますが、この時点では病院に行かせるのではなく、処方した薬を飲ませるように言われているということでございまして、副校長が自宅に薬を取りに向かったというものでございます。

薬を1時半に2錠服用させてございますが、その後、30分たってアレルギー症状がより出てきたというところから、養護教諭が保護者に連絡し、病院に受診することを決定してございます。タクシーに乗って病院に行き、14時13分に受診をしまして、吸入及びエピペン注射を行ったというところでございます。

その後、学校運営課の栄養士が学校へ訪問して、事故原因のかき揚げの確認と事故の経緯状況を聴取してございます。

生徒は、16時30分、症状がおさまって帰宅をしたというところでございまして、17時30分には校長と養護教諭とが生徒宅、業者も含めて訪問して謝罪をした。翌日の8時半には電話

をかけたところ、夕食は普通に食べてよく眠れた、今朝も調子はよいが、注射の後は痛いというところで、本人は9時に受診後、10時半に保護者とともに登校しまして、現時点で健康を保っているというところでございます。

給食室の概要としましては、食数250食、自校調理方式でございます。

次に、誤配膳はなぜ起きたのかという分析でございます。直接的には資料に記載がありませんように、栄養士と全調理員との間で、前の週の金曜日に翌週分の調理内容や除去食の内容について確認をするわけですが、このときに、担当者が自分の手配表に除去内容をメモしましたが誤って記入をし、それをそのまま思い込んでしまい、除去食をつくってしまったということでございます。

チェック機能が働かなかったところですが、栄養士が作成したアレルギー対応一覧表を配布して、それを担当者が自分の手元の手配表にメモをしているわけですが、この時点で間違っていたということでございます。それから当日の朝ですが、担当者がかき揚げの具の準備のため、この打ち合わせに参加ができなかったということでございます。

また、調理時ですが、担当者がつくったわけですが、チーフが声をかけたのですが、このときにも除去内容の確認が行われなかったということでございます。

また、食事ができてから配膳をするわけですが、このときに担当者がパート社員に対応食を手渡す際にも、そこでの確認もなかったということでございます。

次に、4番、食物アレルギーにおける給食調理の対応調査との結果の概要でございます。アレルギー対策委員会の中で、まずは第2回目の5月15日のときに、調査をするということで調査をしたものでございまして、対象となるのが学校の栄養士40名全員でございます。それから全事業者11社に対して調査を行っています。調査票については巻末についていますので、後ほどご参考ください。

調査結果から見えてきた問題点でございますが、帳票類の内容確認が不十分であるとか、調理員が交代する場合の口頭での引き継ぎであるとか、あるいは除去内容を転記する。今回は転記ミスによって起こったというところで、やはり転記をしている場合もある。また、目視での確認だけという場合もございますし、あるいは担任に渡す場合に口頭での説明を行っていないということもございます。

事故防止のための提案と要望の中には、マニュアルや統一した帳票類の作成を行ってほしい、あるいはスペース的な検討を行ってほしい、食器についても同様でございます。あとは、除去食のパターン、これは献立の工夫になると思いますが、そういうものをすべきである、

あるいは重篤な方に対しては代替食として弁当をすすめるというようなことが記載をされて
ございます。あとは、児童にも除去能力をつける必要がある、教育を行う中でそういった力
をつける必要があるといったような指摘もございます。

次のページからが、新宿区学校給食等アレルギー対策指針です。

目的としましては、食物アレルギー事故を防止し、安全安心な給食等の提供体制を確保す
るということでございます。対策の指針といたしましては、学校のアレルギー指針に対する
取り組みガイドライン（以下「ガイドライン」）を遵守すること。また、保護者との協力と
いったことを掲げてございます。

指針としましては、指針1に、学校・保護者・事業者間での食物アレルギーに対する情報
の共有化。指針2に学校給食における食物アレルギーの確実な履行。この指針1と指針2は
事前の予防ということになるかと思えます。最後に指針3、食物アレルギーによるアナフ
ィラキシー発症時及び事故後の的確な対応。この3つに大きく分けてつくってございます。

指針1につきましては、（1）の食物アレルギーに関する基礎知識と対応の徹底、（2）
の児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握、（3）の学校給食以外の食事の提
供や食物を扱う活動での配慮、（4）の対象児童生徒への自己管理能力の育成と他の児童生
徒への指導といった小見出しをつけて作成してございます。

かいつまんで申し上げますと、学校職員の研修の受講、また事業者につきましても、同様
の研修を打ち出してございます。

8ページに移りまして、学校の中では、管理指導表の提出、面談、面談に基づく個人の状
況に応じた取り組みのプランの作成、調理員の周知、管理指導表を出さなかった生徒でも年
度途中でそうなった場合、症状が出た場合の対応といったようなことが書いてございま
す。

9ページでございますが、学校での取り組みということで、具体的には調理の中身になる
わけですが、今回の事故の原因となったようなところについて、確認を行っていくといった
ことがそれぞれの段階で書いてございます。また、トレーの色を変えると書いてございま
す。

事業者については、必ず声を出して、指で指して、そういった指差し喚呼ということを行
うように打ち出しをしてございます。

また、教育委員会は、この調理の工程において、事業者、あるいは栄養職員との協力を得
て調理手順書を作成する。また、アレルギーについて必要な検査、調査を行う。さらに相互
検査、これは栄養職員が他の学校のチェックをお互いにするということを年1回以上行う、
こういった対策を打ち出しておるところでございます。

次に10ページ、年度変わりの食物アレルギー対応の注意喚起ということで、今回の事故も年度が変わりに起こってございます。職員も入れかわるわというところから注意が必要であるということをごさいますして、そこへの対応、特に引き継ぎ等について確実に文書等で行っていくと記載してございます。また、十分な引き継ぎ期間も設けるといったようなことも記載してございます。

それから、事故後の対応でございますけれども、ガイドラインの中の管理指導表に記載された情報を共有していくと、適切なファイル管理を含めた供用をしていくということが書かれてございます。また初期対応、その後の対応について適切な対応がとれるよう研修をしていくべきであるということを出してございます。

以上、かいつまんで説明をいたしました。それぞれ学校、事業者、教育委員会ごとに行うべき事柄をまとめて指針としてございます。

また、資料といたしまして、要綱と、平成18年度から24年度までの、それぞれの学校内におけるアレルギー児童の割合の年次推移をつけてございます。小学校については、平成21年度までは2%台でしたが、平成22年度から3%台に移って、その後は3%台ということでございます。また、中学につきましては、当初1%前後のところでございますが、平成22年度以降は、上下はございますけれども2%に近づくような形で、いずれも増加傾向となっております。

以上、雑駁ではございますが、報告とさせていただきます。

続きまして、報告3、幼稚園保護者に対するアンケート調査の実施でございます。

これにつきましては、現在、平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度の実施に先立ちまして、教育委員会も子供家庭部とプロジェクトチームを組みまして、ニーズ調査の内容を7月当初に確定することを目指して検討中でございます。

今回の、この調査につきましては、それとは別に、内閣府、文科省、厚生労働省が東京都を通じて急遽調査の依頼があったものでございまして、国の通知につきましては別添でつけてございます。それを受けて、東京都が5月31日付で調査の依頼を具体的に区に対して行ってきたというものでございます。

実施期間は6月17日から7月5日でございますが、この調査を私立幼稚園の補助金の申請期間をとらえて行うということが設定になってございまして、区はこの期間で補助金の申請を行いますので、この期間をとらえて行うということでございます。

また、対象者につきましては、区内在住の区立、私立に通園している全園児の保護者とい

うことになりまして、大方、区立幼稚園では800名程度の園児がごございます。また、私立幼稚園については1,500名程度の園児数で、世帯に送るので若干数は減ってまいりますが、そういう数字で調査をかけるというところでごございます。

調査内容でごございますが、具体的には、区立幼稚園と私立幼稚園に分けて作成しています。

アンケートのリード文でごございますけれども、今ご説明しました平成27年度に施行が予定されている子ども・子育て支援新制度の実施に向けた準備を行っており、これの実施に向けてはニーズの把握が重要なことから、幼稚園に通っているお子様に、就労状況や保育サービスの利用に関するアンケートを行うということでございます。

アンケートの提出方法は、それぞれ封筒に入れて提出いただきます。また、点線の囲みで、今年7月に就学前児童保護者様宛てに、平成25年度新宿区次世代育成支援に関する調査、これはニーズ調査でごございますが、これを今回のアンケートのほかにもお願いする場合がございますけれども、その際にはご協力をお願いしますということで、この調査につきましては、就学前の家庭に調査をかけるということで重なる場合もあるということでご協力をお願いしているところでごございます。

アンケート調査票の中身でごございますけれども、区立と私立ございまして、それぞれ住所、お子様の年齢等を聞いてございます。私立については、区内か区外かを丸で記入してもらうようにということでございます。

問1、就労状況につきましては、父親が就労、不就労の場合、母親が就労、不就労の場合それぞれについて、日数、時間等の状況を記載するような調査になってございます。

問2は、就労している親が利用している保育事業について、私立幼稚園については預かり保育の状況を聞いており、区立幼稚園につきましては、現在、預かり保育といった事業をやっている場合と、預かり保育にかわるような、そういった事業を利用している場合は丸をしてほしいということで調査をしております。

その他は、私立幼稚園につきましては問2で終わりでごございますけれども、区立幼稚園につきましては、問3から問5まで設けてございます。これは、昨年8月に公表をいたしました区立幼稚園のあり方の見直し方針案でさまざまなご意見をいただいているところがございます。今回、現在も改めて検討を進めているところではございますが、その中の基本的な条件となる望ましいクラス人数、あるいは通園時間等について、ご意見を伺いたいといったところから、問3から問5までを設けたところでごございます。

雑駁ではございますが、以上で報告を終わります。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告1について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

○白井委員 昨年と比べて、公文書公開請求の数は多くなっているのでしょうか、少なくなっているのでしょうか。

○教育調整課長 23年度分は20件でしたので7件増になっております。

○白井委員 ありがとうございます。

○菊池委員長 ほかにございますか。

基本的なことですが、請求区分というところに区民等と任意というのがありますが、任意というのはどういうことなのか教えていただけますか。

○教育調整課長 先般、条例改正いたしまして、7月1日からはこの区別がなくなるわけですが、現時点では任意公開申出者ということで、基本的に区民と区内事業者、在勤者、在学者、利害関係者以外の者を任意公開申出者という区分にしております。何について請求できるかという基準はどちらも同じですが、任意公開請求者の場合は、区に公開の義務がなく、条例では努力義務になっているため、部分公開ですとか、非公開という決定をした場合に、不服申立てができないというような対象となっております。その区分が今ご指摘の任意という部分になります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

○教育調整課長 条例改正で、今度何人もということになりますので、7月1日以降はこの区別がなくなるということになります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

○今野委員 いろいろな理由で請求されていると思いますが、2ページの14番以降は、学校の建物の施設台帳ということですがけれども、このようなものはどういう意図で要求しているのかわかりますか。

○学校運営課長 具体的には、施設の中にある設備の利用形態ですとか、設置状況、あるいは面積も含めてですが、そういったことを確認されたいということでしたので公開したものでございます。

○教育調整課長 このような設備点検等は、主に業者からの請求が多いものでございます。

○今野委員 13番ですが、拡声器に関することが住民からとなっておりますが、これは学校がうるさいというようなことでしょうか。

○学校運営課長 ある区民の方からそういった申し出がございまして、その拡声器の位置です

とか、そういったものを確認したいというところでもございました。

○今野委員 はいわかりました。

○羽原委員 実習生の受け入れの問題ですが、これは、インターンや教育実習で、各学校に行き、それに伴い個人情報に触れる、だからここで取り上げているという趣旨ですか。

○教育調整課長 そのとおりです。

○羽原委員 了解です。

○菊池委員長 ほかにございますか。

ほかにご質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

次に、報告2についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。

○今野委員 アレルギーの事故について非常に丁寧に分析をされて、対応策もきっちりまとめられていると思います。1つ心配なことがあるのですが、学校給食の調理業務を委託した場合に、栄養士が包括的に業務について指示はできるが、個々の調理業務の各段階において管理をすることができないと、法令上の問題でできないというようなことがあったような印象ですが。それで、この報告の中で、栄養士の対応ぶりを見たときに、もしかしてそのようなことが影響して、個々の局面で調理のそれぞれの段階でチェックをすとか、確認をすとか、指導をすとかということが余りしていないのかとも思うのですが、そのあたり、委託することに伴っての影響があったのかどうか、あるいはもしそういう事情があれば、何かその面での指導の強化などができるのかできないのか、そのあたりはどうでしょうか。

○学校運営課長 業務委託でございますので、現場の受託業者から派遣されている調理員に対して、栄養士が直接的にそういった指示をするというのは法令上禁止をされているというところでもございまして、基本的には受託業者と学校との間で、さまざま具体的な手順について打ち合わせ方法、あるいは確認方法というのを調整した上で、実際に給食をつくっていくということになるかと思えます。

今回の事故は、原因等にも書いてございますが、調理員の誤記入と、誤記入した後の思い込みで発生をしているといったところと、未確認の状況が重なってしまったというところから起きているということでもございまして、委員ご指摘の、法令によって、調理のこういったアレルギー事故が起きることについて何かしらの制約があったのかということについては、直接的にはそういった影響はなく、事前に委託業者と教育委員会で打ち合わせの中でやっているところということで、直接的な影響は教育委員会としてはないと考えてございます。

○次長 若干補足させていただきますと、委託業務ですので、直接的に指示、指導できないと

というのは先ほど学校運営課長が申したとおりです。ただ、責任者という形で、常に現場には必ずそういった位置づけの者を置くということで、その者を通じて、学校側の命令といたしますが、その辺が徹底するような形で必ずそういったことは明記していますので、直接的ではないにしても、一定程度の指導はできると考えております。

○羽原委員 6ページの真ん中辺(2)の④、除去食のパターンを少なくするとよい、この点の意味について具体的に教えてください。

○学校運営課長 これは、栄養士が献立をつくる中で、食材を決めていくわけでございます。その際に、除去食が必要な生徒というのが一人ではなく、また、複数の生徒がそれぞれ異なった除去食材を抱えているという中で、できる限り、そういった生徒への配膳の種類、除去食品が少なくなるようにするとか、そういったことを献立の中で工夫をすべきではないのかといったところでございます。

○教育長 除去食品ではなく除去食が少なくなる。食品はいろいろパターンがありますが、その結果、つくる除去食のパターンを少なくする。

○学校運営課長 言葉が曖昧になりましたが、結果として、除去食材を使った除去食品の種類ができるだけ少なくなるようにするような工夫というのは、献立上できることですので、そういった工夫はすべきだろうということでございます。

○羽原委員 わかりました。

もう一つ、保護者に対しては、給食の内容は1週間毎とか、事前に届いていますね。そうすると、保護者が、この食材、食品の日は気をつけてほしいというようなコールを担当の先生に朝渡す。そうすると少なくとも教室内ではかなり目配りがきく。その後、厨房の部分はあまり関係ありませんが、保護者と先生の間、毎食、頻度が少ないとすれば、注意をするというような、何かそういう措置はとれませんか。

○学校運営課長 給食の献立につきましては、1か月分を前の月にお配りしていただき、その中に、具体的な献立、食材等が出ており、保護者は把握できるわけです。その中で、必要に応じて、保護者からご連絡いただく場合もございますし、担任も含めて、逆に学校側からも連携を取りながら、確認を進めていくようなことになろうかということでございます。

○羽原委員 抽象的に言えばそういうお答えで正しいと思いますが、連携を密にという点は、もう少し工夫の余地があるのではないかと申し上げます。

もう一つ、この前、除去食を必要とするお子さんたちに、除去するようなものを使わない代替のものと言ったら、なるべく同じものを食べさせたほうが良いと言う。それはそう思

いますが、そういうお子さんがふえている中で、もう少しリスクをなくすという意味で、カロリーとかいろいろな問題は同等でなければいけません、食べる物としての変化は若干出てきてもいいのではないかと。何でも平等だというような考え方は、行き過ぎると、非常に、逆に問題が出てくる。除去食が必要な子どもたちには、そうでないような食品を提供できるという、もう少しゆとり、幅を持ったほうよい。リスクをおかしながらも平等がいいというのは、少し解釈が狭いのではないかと、もう少しゆったり危険を防ぐという姿勢でいいのではと思います。

○**学校運営課長** 1点目につきましては、そういった情報が保護者のほうにも提供されている中で、その確認といったことについてどういった工夫できるのか、保護者は、アレルギー食がすべて把握できるわけでございますので、担任のほうから電話をする、あるいは逆に保護者のほうからも連絡すると、お互い情報を提供し合うといった工夫は当然これまでもされてきたと思いますし、今後も、工夫をしながら、確認行為は必要であろうと認めてございます。

2点目でございますが、実際に除去食が献立の中にある場合に、代用の物を提供するということにつきましては、それぞれ学校の工夫の中で、これまでもされてきているところがございます、必ずしも献立どおりにということではなく、具体的な対応といたしましては、そういった工夫も日々されているというふうに私どもは認識をしております。

○**羽原委員** 除去食が出るという前日などに、先生が保護者に電話したりするのが大変だから、保護者にカードやメモを渡しておいて、イエローカードなど、その色を見れば、今日はカードを持ってきたから親が気を使っているな、ということがわかるのでは。保護者のほうがはるかに簡単にできるのでは。先生がいちいちそのような電話をできると思いますか。

○**教育調整課長** 羽原委員のご提案は大変簡単で、注意喚起するのにいいご提案だと思いました。連絡帳等もございますので、今日は危ないということが書いてあれば、本人も、それから担任も注意をするということがいつも以上にできると思いますので、ここには書いてございませんが、今後、学校等に話をしていくときに、そういうこともお伝えしたいと思っております。また、指針は1回作成して終わりということではございませんので、今回はこれでご報告させていただいておりますが、ブラッシュアップをしてみたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○**菊池委員長** よろしいでしょうか。

○**白井委員** 6ページの事故防止のための提案・要望に関するのですが、現場の声としていろいろなアイデアをいただいて、それをもとにアレルギー対策委員会のほうがこの指針をつく

り上げたという過程になると思います。その中で議論の過程を教えていただきたいのは、例えば5で、除去食品が多い場合のときの保護者との協力に関して弁当というようなことも考えてほしいというのが現場で調理する関係者のほうから出ているようですが、委員会としては、どのような議論をしたのでしょうか。

○**学校運営課長** その部分については、指針の中には具体的な表記がないところでございますが、要望については受けとめているというところでございます。具体的にこの要望にあるような弁当を勧めたほうが良いということに対して、指針の中で具体的な表現としてこうすべきといった形にはなっていませんが。

○**次長** 弁当の件でございますが、今回も委員の先生の中にも、具体的にこういった場合は弁当を勧めているという先生もいるようです。ただ、いろいろな親御さんがいるということで、一方の先生は一律にするのは好ましくないだろうという話もございます。その辺は、保護者の方との意見交換の中で、どう決着点をもつかが一番簡潔だと思いますので、その辺を重点的にやるべきであるという意見でまとまっております。

○**教育長** 実態的に言うと、かなり複数の物がだめな人がいらっしゃいます。米や油などがだめという、調理のしようがなく、簡単な食材も見つからないということもあります。羽原委員が言ったように、コロッケの代わりに擬似コロッケをつくるのではなく全然違うものでいいという話もあります。また、どうにもならないようなときは、代替えはなかなか難しいので弁当はどうですかとか、家からパンだけ持ってきますといった、フレキシブルな対応をしています。簡単に、弁当にすればいいということではなくて、給食を提供するということを原則にしつつ、対応が難しいときには、親御さんとの話し合いの中で、そういうこともあるということでございます。

○**羽原委員** 杓子定規に対応するのではなくて、ある程度理解しながらやることはできると思います。この物だから危険じゃないというわけにもいかないから、親の意向とか、弁当の話とか、なるべくフレキシブルに対応したほうが良いのではないかと思います。それを現場の方に新たにということを行っているので、連絡があればいいですとか、そのような抽象的なことを言いたいわけではない。

○**白井委員** その意見に関してですが、やはり食物アレルギー対策という、各個人という形で、また症状的にいろいろなものがあるといった中で、やはり保護者からの協力という点では、羽原委員のアイデアもとてもいいアイデアだと思います。そういう点で、今回の指針はこれとしても、もう少し保護者の欄に、例えば8ページの保護者のところで、保護者が医師

からの管理指導票を提出することで終わっていて、それを提出すれば学校がすべて対応するというような感じなのですが、提出するのは当然として、その後、具体的な献立の場合に間違いを起さないような形を協力体制をとるといった、そういうことを保護者も協力してほしいというような形は、次回の指針の中には入れてもいいのではという意見を申し上げます。

○**学校運営課長** 委員のほうから貴重なご意見をいただきましたので、ご意見を加味しつつ、今後、さらに改良を重ねてまいりたいと考えてございます。

○**白井委員** 9ページの相互検査のところに、栄養職員が他校のチェックをすると書いてありますが、この栄養職員というのが、7ページによると栄養教諭、栄養職員、栄養士と、何か3種類の総称のように使われているのですが、わからないのは、まず栄養教諭というのがどういう方なのかということと、9ページの相互検査をするのはどの方なのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○**学校運営課長** 栄養教諭というのは一定の資格でございまして、いわゆる給食を出すことを含め、一定の知識等経験も踏まえた資格のある方に付与される資格になってございます。

○**教育指導課長** 栄養教諭は、養護教諭と同様に教諭の資格がございまして。食育を視点として授業を行えるといった、新たな資格です。区では1名、市谷小学校に配置をしております。

○**白井委員** 2点目の質問の答弁をお願いします。

○**学校運営課長** だれが相互検査をするかということですが、各学校に配置されている栄養職員が相互に、給食の工程等を実際に見ながら検査をするというところでございます。

○**教育長** 7ページに示されている対応のところでは栄養職員とあり、それは誰かということ、栄養教諭と学校栄養職員と学校の栄養士、これをまとめて栄養職員と言っており、各学校に1名ずついます。なぜこういうことをやるかということ、我々事務でも、さまざまな仕事上、契約したり支払いをしたりします。その方法が正しいかどうかを自分たちで決裁をしてチェックをすることになっているわけですが、そうではなくて、ほかの部署の人間が書類を見て、相互にチェックするという方法をとっているのです。それと同じような形で、給食の現場でも手順書のとおりに行っているかどうかを、その当該学校の栄養職員ではなくて、違う人間が来てチェックをする。相互検査をする栄養職員というのは3種類の職員のことです。

○**学校運営課長** 説明が不足いたしておりました。まず、学校栄養職員につきましては、常勤の職員でございまして、学校栄養士は、区が雇っております非常勤の職員ということで、勤務的には大別をされています。ただ、業務については同じということで、身分上の違いからこのような表記をしているところでございます。

○白井委員 この指針の中に教育委員会が何をやるかというのが書かれていて、大変いいと思っております。報告書の前段のほうでチェック機能が働かなかったのかという中に、教育委員会の体制はどうだったのかという部分は記述はなかった、ですけれども、きちんとそれは認識した上で、教育委員会としても、抜き打ち検査とか、そういう部分をやったほうがマニュアルをつくるよりも効果的じゃないかと、前回発言したんですけれども、そういうようなこととか、実際に手順がわかっている栄養職員がチェックし合うというのもいいアイデアだと思いますので、いいと思いました。

○松尾委員 非常によくまとまった報告書であると思いますが、ただ、この中で、今後の課題というのがあります。例えば調理手順書を作成するとありますが、どんなものをつくっていくのかということが課題としてあると思います。ほかにも、ヒューマンエラーの防止のためにどのようなやり方をしていくのがいいかなど、さまざまなことが考えられると思います。

今回、非常に短期間でまとめられたと思いますが、例えば後ろに対応調査票というのがあります、これで結果を見て、調査結果の検討ということで第2回に検討がなされていますが、今後は、できれば、その現場に足を運んで、実際の調理なさっている方の声も直接聞いたり、保護者の声も聞いたり、そういったことを含めながら、よりすぐれたものにしていただきたいというふうに思いました。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○菊池委員長 ほかにございますか。

ほかにご質問がなければ、報告2の質疑を終了いたします。

次に、報告3にご質疑、ご意見のある方はどうぞ。

○松尾委員 このアンケート調査票（案）ですが、記入する立場に立ってみますと、どのように書いていいのか悩むところがあるかと思います。例えば就労時間や家を出る時間等に、最も多いパターンについてお答えくださいとありますが、例えば看護師であるとか、最も多いパターンというのがない方もいらっしゃると思います。日によってシフトが変わり、ある日は昼勤、ある日は夜勤というような方もいらっしゃるかと思います。ですから、それを最も多いパターンについてお答えくださいとするよりは、例えば備考欄をつけて少し説明できるようにしておくとか、それがアンケート調査で実際に使われる形がどうであれ、そういうふうになっているほうが、答える側としては悩まないで自然と答えられると思います。

また、私立幼稚園アンケートの最後に、私立幼稚園等補助金交付申請をされる方はあわせて提出をお願いしますとありますが、これは意味がわかりづらいと思います。文字通り読むとこれを出すときに補助金交付申請を出さなければいけないかのように読めますが、恐らく

そういう意味ではないと思うので、もう少し伝わるように直していただきたいと思いました。

○**学校運営課長** 問1、問2につきましては、国、東京都が示したものを、ほぼそのまま載せているものでございまして、基本的には、このパターンで各市調査をされるということですが、委員のご指摘のとおり職業もさまざまでございますので、こういった工夫ができるのか、検討は必要だとは思いますが、この調査は基本的にはこの形でさせていただければというふうに、現時点では考えてございます。

また、最後の私立幼稚園の部分につきましては、確かに今回の調査が私立幼稚園にお通りの保護者の皆様の補助金申請の時期をとらえて行っているということで、その表記を入れております。その部分について、あわせてというのが誤解を生むということであれば、そのあたりの表現をもう少し整理をさせていただければというふうに考えてございます。

○**羽原委員** 念のためですが、これは匿名でしょうか。

○**学校運営課長** 冒頭にもございますように、お名前を入れるような形にはなってございませんので匿名でございます。

○**羽原委員** また、様式は、区としてつくったものですか。それとも都や文科省からサンプルが来たのでしょうか。

○**学校運営課長** この問1、問2につきましては、文科省、厚生労働省、内閣府の連名でサンプルが来たもので、東京都も、それを踏襲して示されるというものでございます。

○**羽原委員** つまり、手を加えてないものですか。

○**学校運営課長** 内容的には、手を加えているものではございません。ただ、表記が一部わかりづらいところがありまして、例えば父親のところの欄で、母子家庭の場合は記入不要で、その場合は(2)へといったようなところはサンプルでは記載がございませんでしたので、そういったものを入れるなどの工夫はしてございますが、設問の内容ですとか、1日当たり何日、何時間というところは変えているものではございません。

○**羽原委員** わかりました。

○**白井委員** 区立幼稚園に関しては、問3以降は独自で設問したということですが、その趣旨をご説明いただけますか。

○**学校運営課長** この問3以降につきましては、昨年度から、区立幼稚園のあり方の見直し方針(案)というものを示して検討を進めているところでございます。方針(案)につきましては、私どもが予定しておりました昨年の10月に決定をせず、そのまま(案)としては残ってございますが、なおその方針(案)について、さまざまな区民の方から意見をいただ

いてございます。その中で、先ほども少し触れましたけれども、方針（案）の基本的な認識として、いわゆる望ましいクラスの人数がどのくらいかといったところについては、基本的な認識として方針（案）の中でも出てございます。

また、幼稚園のバランスを考える中で、通園距離についても、基本的な認識が750メートル以内というようなことを表記させていただいた上で方針（案）の中では示していましたが、それが遠いのか近いのか、あるいは現在の皆さんが通っていらっしゃる現状が、どういったことが一番望ましいのかという部分も聞きながら、今後の検討の素材としたいというようなところから、問3から5までをつくらせていただいたというところでございます。

○次長 若干補足させていただきますと、こちらの案内のほうにもあるのですが、当初予定では、子ども・子育て三法の絡みで、ニーズ調査を区全体で予定してございました。これは、アトランダムで2,000人を対象にするという話で、そこで一定程度のニーズは把握できるかと思っております。ただ、今回、国からアンケートが来て、これはまさしくそれぞれ園に通っている親御さん方への調査という話になりますので、先ほど学校運営課長が言いましたように、なかなか個別に聞けないような部分はこの機会に聞いて今後の参考にしたいという思いからつくられたものでございます。

○白井委員 本当は、事務局の努力というか、5月31日通達を受けて、きょうまでで、この問3以下の設問を追加したというのは、やはり現場に通っている保護者のニーズを、こういう機会に集約しておくというのはかなり実態を把握する機会にもなると思うので、私としては大変いいと思いました。

○菊池委員長 ほかにございますか。

それでは、報告3の質疑は終了いたします。

◎ 閉 会

○菊池委員長 次に、本日の日程で報告4、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○菊池委員長 報告事項は、以上で終了いたします。

以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 2時14分閉会